契約変更理由書（第１回）

神戸市

工　事　名	東遊園地再整備工事（その３）

契約変更後の工事概要

１．下記の工種を増工する。

	（当初）	（変更）
超軽量盛土	―	10m3
インターロッキング舗装－2	2362㎡	2238㎡
インターロッキング舗装－3	224㎡	0㎡
インターロッキング舗装－4	84㎡	0㎡
インターロッキング舗装－5	1478㎡	990㎡
アスファルト舗装－1	―	496㎡
見切材	318m	296m
側溝-A	―	25m
造形ベンチ	―	1箇所
ふとんかごベンチ	―	10m
給気棟改修	―	1式　等

２．工期の延期

（当初）　令和4年8月10日から令和5年2月28日まで

（変更）　令和4年8月10日から令和5年4月7日まで

38日間の工期延期を行う。

契約変更の理由

（設計変更の理由）

① みはらし広場周辺について、現場の土被厚が想定以上であったため、耐荷重や構造の安定性の面から再考した結果、超軽量土工を追加する。

② 今後予定している三宮駐車場や税関線の工事の影響範囲を考慮して、影響部分をアスファルト舗装に変更する。

③ 関係各所との調整により、舗装の区切りを明確にするため、インターロッキング舗装を見切材に変更する。

④ 関連工事との調整により、勾配が変更になったため、側溝工を追加する。

⑤ 水景設備の資材納入の遅れにより、搬入経路等で東遊園地再整備工事（その２）との施工調整が必要となり、造形ベンチを追加する。

⑥ 関係各所との調整により、北側歩道沿いでの休息等の更なる利便向上を図るため、ふとんかごベンチを追加する。

⑦ 関係各所との調整により、公園の景観の向上を目的として、給気棟改修を追加する。

その他現地精査により、数量に変更が生じる。

（工期の延期）

水景設備の資材納入の遅れにより、搬入経路等で東遊園地再整備工事（その２）との施工調整が必要となり、その結果、造形ベンチを追加する必要が生じた。

そのため、施工図面の設計や、製作工場での鉄筋加工手間が生じ、材料の納入が遅れたため、工期延長が生じる。

（公表様式第６号）